

川崎市下水道工事における情報共有システム試行実施ガイドライン（令和6年4月）

1 目的

本ガイドラインは、上下水道局が発注する下水道工事（建築工事は除く）において、情報共有システムの試行にあたり必要な事項を定め、適切かつ統一的な運用を図ることを目的とする。

2 情報共有システム

情報共有システム（以下「システム」という。）とは、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。

3 システムの選定

本試行において使用するシステムは、次に掲げる要件を満たすものから受注者が選定し「下水道工事事前協議チェックシート（工事編）」により発注者の承諾を得るものとする。

(1) 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」のうち、いかに示す機能を必須要件とする（国土交通省 HP「情報共有システム提供者機能要件（最新版）対応状況一覧表」参照）。

1) 発議書類作成機能

2) ワークフロー機能

3) 書類管理機能

共有書類管理機能、発議書類管理機能、未発議書類管理機能

4) 工事書類等入出力・保管支援機能

(2) システム提供方法が ASP 方式（システム提供者がシステムの機能を提供する方式）のもの。

4 システムの利用に係る手続き

(1) システムの利用登録及び利用料の支払い等の手続きは、受注者が行うものとする。

(2) システムにアクセスするための ID 及びパスワードは受注者が取得し、発注者へ通知するものとする。

5 システムの利用に係る費用

システムの利用に係る費用（登録料及び利用料）は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれる。

6 対象工事帳票

対象とする工事帳票は工事打合せ簿とする。なお、工事打合せ簿以外の工事帳票についても、工事打合せ簿に添付することで書面として有効とする。

7 成果品

対象工事帳票を「下水道工事事前協議チェックシート（工事編）」により受発注者間で事前協議し、「川崎市電子納品要領」に基づき電子納品することを原則とする。

8 検査

システムで処理された工事帳票は、電子媒体での検査を原則とする。その際、使用するパソコンは受注者で用意すること。

9 注意点

受発注者はシステムの使用にあたり、それぞれ次のことに注意すること。

(1) ID 及びパスワードの管理並びに操作端末の管理を徹底し、情報漏洩の防止を図ること。

また受注者は、情報漏洩が発生した場合又はその疑いがある場合、速やかに発注者へ報告すること。

(2) システムで推奨されている環境（通信速度、CPU、容量等）が整っていることを事前に確認すること。

10 その他

本ガイドラインに定めのない事項については、受注者及び発注者間で別途協議すること。